

1. 角間キャンパスの建物配置について

法学類のある角間キャンパスは、全体で約 200 ヘクタールの広大な面積を持ち、たくさんの建物が建っています。慣れるまでは皆さんも「迷子」にならないように、目的地である施設が入っている建物名をよく確認し、地図、学内の案内表示とよく照らし合わせるようにしてください。キャンパス全体の建物名とその配置については『学生便覧』の巻末を、皆さんが利用することの多い北地区のうち、総合教育講義棟周辺の詳細については『共通教育科目履修案内』の巻末を参照してください。さらに、法学類周辺の建物（特に、人間社会第1講義棟、第2講義棟）については、巻末の資料編の配置図を参照してください¹⁾。

2. 各種手続き（人間社会系事務部学生課教務係・学生支援係関係）

（1）法学類教務係・学生支援係の業務について

人間社会系事務部学生課は、人間社会第2講義棟1階にあります。皆さんの履修手続、定期試験、成績、各種届出等に関することは教務係が、法学類の課外活動等、学生生活に関することは学生支援係が担当しています。必要な連絡は人間社会第1講義棟1階の掲示板²⁾で通知しますので、毎日必ず確認してください。

（2）学生証について

学生証は4年間使用します。皆さんの学生としての身分を証明するだけでなく、授業等の出席確認、定期試験の受験に際して提示が求められる、各種証明書の交付を申請するときに必要な、附属図書館の利用証を兼ねる等、学生生活のいろいろな場面で必要になりますので、大切に扱って下さい。

学生証を紛失した場合は、直ちに教務係に届け出て、再発行を受けて下さい。破損・汚損、記載事項の変更、有効期限更新の場合は、現在持っている学生証も添付して届け出て下さい。

学生証に記載されている10桁の**学籍番号**は、履修登録等のコンピュータによる手続に際して不可欠の番号で、卒業まで変更されることはありません。入力を間違えると単に自分が困るだけでなく、本来その番号を持っている学生にも大きな迷惑をかけることになるの

¹⁾ なお、角間キャンパスでは、指定場所を除き、建物内はもちろん、**敷地全域で禁煙**となっています。

²⁾ 法学類掲示板のほか、学域共通の掲示板、奨学金や授業料免除の手続きに係る掲示板など、複数の掲示板がありますので、それぞれの場所を確認するようにしてください。

で、必ず確認して下さい。学籍番号のしくみは次のようになっています。

2	0	5	1	0	2	0	0	0	1
↑		↑		↑			↑		
入学年度		学域コード		学類コード			個人番号		

(西暦下2桁) (人間社会学域は51) (法学類は02) (各学類・学年ごとにランダムに付番)

学籍番号とは別に**名列番号**があります。これは各学年・コースごとに氏名を50音順に(留年者は後回しに)並べ、001から付けた番号で、定期試験の答案用紙への記入等、**最もよく使うので、必ず覚えて下さい**。なお、名列番号は**学期ごとに変更することがあるので特に注意**しましょう。

(3) 休学・復学・退学の届け出³⁾について

① 休学

休学とは、疾病又はその他の事由により、1ヶ月以上修学を中止することをいいます(学則62条1項)。休学をしようとする場合は、アドバイス教員および教務係職員と相談してから、教務係に備付けてある「休学届」の用紙に必要事項を記入して、教務係に提出してください。なお、病気を理由とする場合は医師の診断書を添付してください。

休学期間は在学期間に含まれません(学則62条4項)。なお、大学の在学期間は最大で、標準の修業年限である4年の2倍の8年で(学則38条, 40条)、この期間をすぎても卒業の認定を得られないときは、「除籍」となります(学則68条2号)。

② 復学

休学期間中に復学しようとする場合は、教務係に備付けてある「復学届」の用紙に必要事項を記入して、教務係に提出してください。

③ 退学

病気その他の理由により、退学しようとする場合は、アドバイス教員及び教務係職員と相談してから、教務係に備付けてある「退学届」の用紙に必要事項を記入して、教務係に提出してください。なお、病気を理由とする場合は医師の診断書を添付してください。

³⁾ 「届け出」は、所定の用紙に記入して提出するだけでよい場合に使われます。これに対して、「願い出」(「申請」ということもあります)は、提出して許可を受ける必要がある場合に使われます。

④ 休学・退学の場合の授業料についての注意

前期分の授業料は5月、後期分は11月に口座振替によって納付することになっています。納付後、学期途中で休学する場合には、当該学期の授業料の額が減額される場合がありますので、早めに教務係へ申し出てください。

(4) 各種の届け出について

- ① 住所・電話番号・家族連絡先に変更があった場合は、必ず、アカンサスポータルで変更手続きを行ってください。
- ② 改姓した場合は戸籍抄本を添付の上、改姓届を教務係に提出してください。
- ③ 学生が学類内で団体（サークル）を結成する場合は、所定の様式により学生支援係を経て学類長に届出てください。なお、いったん結成された団体（サークル）でも、毎年度の始めに継続の届出をする必要があります。
- ④ 学内外を問わず、事件または事故にあったときは必ず学生支援係に届出てください。
- ⑤ 学生が学内で掲示を行なう場合は、事前に教務係に届出てください。なお、必要期間の過ぎた掲示は、必ず責任者が取り外してください。

(5) 各種証明書について

在学証明書・成績証明書・JR学割証等、多くの証明書は証明書自動発行機で入手できます。その他の証明書については、教務係に問い合わせてください。

※証明書自動発行機について

場所	人間社会第2講義棟1階（学生課事務室前）、総合教育講義棟2階（エントランス）、大学会館2階（アカンサス・メイト・コーナー）など。
稼働時間	月曜から金曜の8時から21時まで、土曜・日曜・祝日の8時から17時まで

(6) その他

学生個人宛の郵便物は、大学を送付先にはいけません。法学類公認サークル宛の郵便物は学生支援係で保管していますので、随時来室して受領してください。

3. 各種手続き（事務局関係）

授業料・奨学金・学生寮等の担当は、学務部学生支援課（本部棟2階）です。詳しくは、

学生便覧や学務部作成のホームページ、関連規程を参照して下さい。以下、要点のみ記します。

(1) 高等教育の修学支援新制度

高等教育の修学支援新制度は、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学域学生（学業不振等による留年者および外国人留学生を除く）を対象として、授業料減免と日本学生支援機構による給付型奨学金をあわせて受けることができるものです。希望者は、本学 Web サイトでお知らせする申込期間内に所定の手続きを行ってください。

<参考>

文部科学省 Web サイト http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

日本学生支援機構 Web サイト <https://jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kingaku/index.htm>

※参考：2019年度授業料免除者数（法学類生）

全額免除	前期 22 名	後期 22 名
半額免除	前期 50 名	後期 49 名

(2) 奨学金

最も貸与数の多いのが日本学生支援機構（<http://www.jasso.go.jp/>）の奨学金です⁴⁾。無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。日本学生支援機構が定める一定の学力基準と家計基準を満たす者が申請できます。貸与を希望する者は、上記ホームページの情報も参考にして、学務部学生支援課で申請してください。

※参考1：2019年度入学生の貸与月額

	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
第一種	20,000 円, 30,000 円, 45,000 円 より選択	20,000 円, 30,000 円, 40,000 円, 51,000 円 より選択
第二種	20,000 円から 120,000 円までの 1 万円単位の金額の中から選択	

※参考2：奨学金貸与学生数（2019年度法学類在籍者、令和元年10月1日現在）

第一種	134 名	うち、第一種と第二種の併用貸与 17 名
第二種	103 名	

⁴⁾ その他、地方公共団体、企業、財団等の奨学金制度もあります。詳細は学務部学生支援課に問い合わせてください。

4. 施設・設備の管理について

(1) 角間キャンパス内の交通ルールについて

角間キャンパスでは、安全の確保と教育研究環境保全のために、キャンパス内の交通ルールを設けています。詳細は学生便覧に掲載されていますが、要点をあげておきます。

- ① 建物の周辺に設けられているアカデミックゾーン内は、自動車はもちろんのこと、バイク、自転車も進入禁止になっています。
- ② 自動車による通学は、バス・鉄道での通学が非常に困難であるなど、特別の事情がある場合でなければ許可されません。希望者は、掲示で知らせる申請期間内にアカンサスポータルから駐車許可証の申請をしてください。許可を得た者は、必ず指定の駐車場に駐車してください。
- ③ 自転車またはバイクは、所定の駐輪場に駐輪して下さい。
- ④ 駐車許可証の交付を受けない無断駐車車両、駐車禁止区域における違反車両（所定の駐輪場以外の場所に駐輪している自転車またはバイクを含む）に対しては、ナンバー等を記録して警告ポールを取り付けます。なお、悪質な駐車違反等は、金沢大学学生懲戒規程に基づく懲戒処分の対象になります（同規程別表「懲戒処分の標準例」参照）。

(2) 校舎への出入りについて

平日の夜間（20時から翌8時まで）、土・日・祝日、年末年始休業日、夏季一斉休業日には、校舎の出入り口とびらを電子ロックで施錠します。施錠時にとびらを一定時間開放したままにしておく、異常が感知されて、警備員が駆けつけることとなりますので、とびらは確実に閉め、傘や本などを挟んで開放しておくようなことはやめて下さい。なお、入学試験の実施等により、臨時に校舎への出入りを禁止する場合がありますので、掲示に注意してください。

(3) 法学類周辺のおもなミーティング・自習スペース

① 法学類・経済学類共同学生控室（人間社会2号館1階170号室）

法学類・経済学類共同学生控室は、ミーティング場所、携行品置き場等として、平日の9時から20時までの間、自由に使用することができます。使用の際には、整理整頓、使用後の後片付け・清掃を心がけ、最後に出る人は、窓の戸締まり、エアコンの電源オフ、電灯の電源オフを必ず確認してください。控室内での飲食、私物の放置は禁止します。

なお、控室には、学生がカバン等の持ち物を一時的に保管することのできるロッカーも設置されています。ロッカーの利用にあたっては、以下のルールを守ってください。

- ① ロッカーを使用したい人は年度当初に学生支援係に願い出、1年間同じロッカーを使用してください。使用希望者が多い場合は、先着順とします。また、空きロッカーがある場合は、年度途中でも使用を受け付けます。
- ② ロッカーのキーはダイヤル式になっているので、各自適宜設定してください。また、ロッカー内の整理整頓、清掃に努めてください。なおロッカー内に危険物や金銭等の貴重品を保管してはいけません。パソコン等の高価な物品を長時間ロッカー内に入れたまま放置しないでください。
- ③ ロッカーの「又貸し」は原則として禁止します。ただし、ゼミ、サークル等のグループでの使用は認めます。
- ④ ロッカーの使用は年度単位とします。各年度末には、必ず完全に空の状態に戻してください。次年度も使用したい場合は、改めて年度初めに使用をお願い出してください。
- ⑤ 年度途中で卒業・退学等により学生の身分を失った場合、あるいはロッカーの使用を必要としなくなった場合は、ロッカーを完全に空の状態に戻した上で、学生支援係に届け出てください。
- ⑥ 年度を超えてロッカーを占有している場合、中の荷物等を処分することがあります。
- ⑦ 安全管理・防災の観点から、学生支援係または関係委員会の権限で、ロッカーを解錠・点検することがありますので、あらかじめ承知しておいてください。

② そだてるーム （人間社会第1講義棟1階144号室 法学類掲示板前）

そだてるームは、自習・ミーティング等のスペースとして、平日の8時30分から18時までの間、自由に使用することができます。また、室内に備付けの掲示板に、本学の学生及び教職員に向けた掲示を自由に行うこともできます。

③ その他の講義室等 （人間社会第1講義棟、第2講義棟）

講義が行われている時間帯をのぞき、人間社会第1講義棟、第2講義棟の一部の講義室等をグループ学習やサークル活動の場所として開放しています。利用を希望する場合は、教務係で手続きを行ってください。使用時間は平日20時までです。なお、使用後は、後片付け・清掃、窓の戸締まり、エアコンおよび電灯の電源オフを必ず確認してください。

附属図書館や法学類・経済学類の図書室も自習スペースとして利用することができます。いずれについても、利用ルールを遵守してください。

5. 健康管理について

(1) 保健管理センター

病気や怪我等で、応急の処置を受けたいときは、本部棟 1 階の保健管理センターを訪問してください（平日 8:30～17:00 [2020 年 2 月現在]）。

(2) 定期健康診断

毎年 4 月から 5 月に定期健康診断が実施されるので、必ず受診してください。**1 年次の定期健康診断は、受診が「大学・社会生活論」（必修科目）の単位認定要件のひとつとなっています。**また、定期健康診断を受診しない場合、健康に関する各種証明書の交付を受けることができませんので、就職や留学の際に健康診断書の提出を求められたときは、病院で全額実費を払って健康診断を受けなければなりません！

6. 学内の緊急連絡先について

事件・事故・盗難が発生した場合、不審者を発見した場合等、緊急の場合は下記の連絡先に連絡してください。

平日昼間	法学類教務係（Tel. 264-5603, 5886）
夜間・休日等 （事務職員が不在のとき）	学内の設備管理に関する緊急の問題は、角間キャンパス中央監視室（Tel. 264-6295）へ。その他の緊急時は直接、110 番、119 番通報。

7. 法学類公認サークル紹介

法学類公認サークルは、法学類での法学・政治学の勉強を踏まえて、それをさらに深化させるような活動を、正課外で主体的・組織的に行なう法学類生を主体とする団体です。法学類生は、どちらかというと座学が中心になりがちですが、勉強したことを使って、実践的・体験的なさまざまな活動をする機会をふんだんに提供している点で、法学類における教育、研究上とても有益であることから、法学類教員が顧問をつとめるなど、法学類として活動に種々の便宜を図っています。

このように、学務部所轄の文化系サークル・体育系の部活や、その他の同好会・クラブ的なサークルとはやや異なり、一見すると堅苦しいイメージを持つ人もいるかもしれませんが、学生の自主的な活動がベースになっていることは、皆さんがふつうにイメージするサークルや部活と変わりません。むしろ、サークル内部で仲良く楽しく活動することだけに止まらず、学内外を通じて、様々な分野の人と関わりを持ち、日ごろの勉強の成果を試す機会がたくさんあります。それは、法学類における勉強の中心にある、法学・政治学が社会の様々なところと関わりを持つ学問領域であることを反映したものだといえるでしょう。各団体の活動への参加等、詳細については直接、各団体に問い合わせてください。

各公認サークルの紹介（設立順，カッコ内は略称）

金 沢 法 友 会 （法 友）	設立 1955 年
Web http://kanazawahouyu.wixsite.com/houyukai	構成員数 約 50 名
Blog http://kindaihouyu.blog89.fc2.com/	部室 人間社会 2 号館 1 階 169 号室
Twitter https://twitter.com/kanazawa_houyu	
Facebook https://www.facebook.com/kanazawahouyu	
<p>金沢法友会は、サークル活動にプロジェクト方式を採用しています。プロジェクト方式とは、法学類における日頃の勉強を踏まえ、学内外を問わず社会的に価値があり、自分がやりたいと考える活動の案を、学年に関係なく作成し、これをサークルの運営主体である部会に提出し、採用されると参加者を募り活動していくというもので、現在、法教育、岡山大学法友会との交流、模擬裁判の3つがプロジェクトとして採用されています。</p> <p>法教育は、中高生を対象とする法やルールに関する授業の教材を作成し、授業を実践する取組みで、法学類ウィークエンドロースクールにおける講座提供、滋賀県立虎姫高校、岐阜県立関高校、滋賀県立守山中学校への出前授業をしています。さらに、全国規模の学会で成果を報告し、他大学の教員や法科大学院生、弁護士、教育関係者とも意見を交換するなど、全国レベルで通用する活動をしています。岡山大学法友会との交流は、両大学の先生方も巻き込んで岡山と金沢を交互に行き来し、討論会やディベートといった企画を自分たちで考えて実践します。模擬裁判は、夏休みのキャンパスビジット、スタディプログラムで上演する模擬裁判を一から作成するほか、他大学の模擬裁判サークルとの交流会も実施しています。</p> <p>法友会はプロジェクトの他にも、会自体の活動として、キャンパスビジットの運営補助、法務局をはじめとする官庁見学、卒業されたOB・OGの方々のご協力を得て座談会などを企画しています。さらに、法友会は、法学類公認サークル連絡協議会が学類から委託を受けた「法学類学生相談室」を運営しています。相談室の主な活動は、新入生の皆さんから履修などに関する相談を受け付ける履修相談会の開催に始まり、定期試験の過去問の整理・公開、ゼミ紹介文集の編集などです。</p>	

金沢大学法律相談所（法 相）	設立 1956 年
Web http://kanazawa-hoso.jimdo.com/	構成員数 約 80 名
	部室 人間社会 2 号館 1 階 167 号室
<p>法律相談所の最も重要な活動内容は、一般市民の方々からの、民事に関する法律相談を無料で受けることです。ふだんの講義や教科書を通じてでも法律を学ぶことはできます。しかし、法律相談では、講義や教科書とは異なり、相談人の語る具体的な事実関係から、法律問題を発見し、講義や教科書を通じて学んだことを応用して、その解決案を提示しなければいけません。一般市民の方々の不安や疑問を解消することができるかどうかは、私たちの努力次第であり、それが法律相談所所員の活動の原動力となっています。</p> <p>日常の活動として、毎週火曜日の 5 限以降に行なう「民法研究会（民研）」があります。この研究会は、1 年生と 2・3 年生がともに学習することを通して、相談を受けるために必要な法的知識を身につけるものです。また、2・3 年生になると毎週土曜日にも、民研で使うレジュメ（プリント）を検討しあう「レジュメ検討会」、過去に受けた相談を検討しあう「カルテ研究会」、自分たちで相談の予行練習をする「模擬法律相談」、という活動を行います。これらの活動を通して、素早くそして的確に解決案を出せるよう努力しています。</p> <p>おもな法律相談会は、次のとおりです（2019 年度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内法律相談：毎月第 3 土曜日、石川四高記念文化交流館で開催。 ・ 開学記念法律相談：5 月下旬の金沢大学開学記念日頃に、金沢市内で開催。 ・ 出張法律相談：北陸三県各地の自治体のご協力により随時開催。 ・ 能登巡回法律相談：夏期休業期間中に羽咋、穴水、輪島、珠洲で開催。 <p>なお、相談の際には、毎回、法学類の先生が来てくださり、私たちの回答をチェックして下さいたり、アドバイスを頂いたりしています。</p>	

模擬国連北陸支部（模擬国）	設立 1994 年
Twitter https://twitter.com/hmun_t	構成員数 約 50 名
facebook https://www.facebook.com/mun.hokuriku	部室 人間社会 2 号館 1 階 168 号室
<p>週 1 回行なわれる通常活動では、国際問題に関するディスカッションや勉強会を行ったり、合宿などの事前準備をしています。合宿では、実際の国連会議の形式を用いて、各国の大使に扮して、会議を行ないます。それにより国際問題について体感的に知識を深めることができます。また、年に数回、全国規模の大会が開催されます。その大会を通して全国の学生と交流できることも大きな魅力の 1 つです。北陸支部でも、その中の 1 つの大会を毎年開催しています。興味がある方は、お気軽に部室にお越しください。</p>	

金沢ディベートサークル（ディベート）	設立 2005 年
	構成員数 約 15 名
	部室 人間社会 1 号館地階 B07 号室

金沢ディベートサークルでは「ディベート」という議論の方法を通じて、様々な論題について話し合っています。具体的には、『最低賃金を大幅に引き上げるべきか』・『ライドシェアサービスを合法化すべきか』などの「政策論題」や『科学は人類を幸福にするか』という「価値論題」も扱っています。

昨年度は、大学生のディベート大会(CoDA)や官僚の方たちとディベートをできる機会でもある、社会人ディベート大会(JDA)に参加させていただきました。また、地域への貢献として、北陸地区の中学・高校生への指導も行いました。

ディベートの活動を通して、現代社会における経済・政治分野の論点理解が深まるのはもちろん、近年その重要性が高まっている論理的思考力やクリティカルシンキング、更には人前で話す能力(プレゼンテーション力)が磨かれます。

少しでも興味を持たれた方は、是非活動に足を運んでみてください！

地域ブランディング研究会 (ちい研)	設立 2009年
facebook https://ja-jp.facebook.com/ku.localblanding	構成員数 約 50名
Twitter https://twitter.com/chiiken_kindai	部室 人間社会 2号館 3階 372号室
<p>地域ブランディング研究会は、ブランディング・マーケティングの手法を学び、その深化・実践によって石川県のさらなる活性化を目指して活動している団体です。法学類公認サークルではあるものの、学類や学域の垣根を超えた活動を前提とするサークルであるため、文理を問わず様々な学生が所属しています。</p> <p>昨年度は輪島朝市のイベント運営の協力、金沢に来る修学旅行のプラン作りなどを行いました。他にも金沢の魅力をアピールする動画作成、松任でのイベント運営協力の準備を行いました。</p> <p>今年度は昨年の活動をより充実させていくことに加え、新たな活動も予定しています。ぜひ部室にお越しください。</p>	

金沢市選挙サポーター E7 (イーナ)	設立 2017年
facebook https://www.facebook.com/e7senkyo	構成員数 15名
	部室 人間社会 2号館 1階 166号室
<p>金沢市選挙サポーターE7 (イーナ)は、若者の政治意識の向上を目指し、選挙啓発活動を企画・実践する学生団体です。近年、若者の“政治離れ”が騒がれ、投票率も低下傾向にあります。この現状を打開するべく、E7は2016年に設立されました。そしてE7は、2017年度より金沢大学支部を新設し、法学類の公認サークルとして活動の幅を広げることになりました。</p> <p>主な活動内容は、主権者教育と選挙啓発です。主権者教育とは、選挙の意義や仕組みを学ぶことで、主権者としての意識を醸成する教育です。昨年度は、中学校・高校・特別支援学校にて、それぞれの生徒に合わせた授業を考え、実践してきました。選挙啓発活動で</p>	

は、街頭啓発の実施や、啓発グッズ作成、学祭での啓発活動などを行ってきました。

E7の特徴は、金沢市選挙管理委員会と連携して活動している点です。そのため、大学のサークルの枠に留まらない、大きなプロジェクトが実現可能です。また、全国の選挙啓発団体と交流する機会もあり、お互いに協力しながら、選挙と向き合っています。

今後は、より多岐にわたる効果的な選挙啓発を、金大から追求・発信し、サークルとしての活動を充実させていく予定です。

＜学習および学生生活についての相談窓口・サポート体制＞

勉学・進学・就職・健康・友人関係等で困ったことや悩み事があれば、何でも気軽に相談してください。下記のどの相談窓口を利用するかは皆さんの自由です。

(1) アドバイス教員

すべての法学類の学生には、法学類の教員がアドバイス教員として指定されます（年度初めに、法学類掲示板に掲示します）。原則として、1, 2年次学生は初学者ゼミⅠ・Ⅱの担当教員が、3年次以降は所属ゼミの教員がアドバイス教員となりますが、教員の在外研究や転任・退職等のため変更されることもあります。皆さんは、勉学・進路・健康問題等、どのようなことでもアドバイス教員に随時相談することができます。アドバイス教員からアドバイスを受けるかどうかは、あくまで皆さんの自由な判断に委ねられますが、登校状況や履修状況等の把握のため、場合によっては学期始めの時期にアドバイス教員から掲示・電話等による問い合わせがあることもあります。この問い合わせに応じない場合には、所在確認と連絡依頼のため実家等に電話・郵便等の手段で問い合わせをすることがありますので、十分注意して下さい。

なお、アドバイス教員以外の法学類教員と相談をすることを希望する場合は、学生生活委員会教員（年度初めに、法学類掲示板に掲示します）が相談を受け付けます。

(2) オフィス・アワー制度

法学類の教員はオフィス・アワーを設けています。オフィス・アワーとは、事前にアポイントメントを取らなくても教員の研究室を訪問して差し支えない時間帯をいいます（教員を訪問できるのはこの時間帯に限られる、という意味ではありません）。この時間帯は、各教員が研究室で学生からの相談を受け付けていますから、例えば特定の専門科目の内容について知りたい場合には、この時間帯を利用するとよいでしょう。各教員のオフィス・

アワーの時間帯は、年によって変更される場合もあるので、毎年度の始めに一覧表を掲示します。

なお、オフィス・アワー制度は、教員を訪問できる時間帯を制限するものではありませんから、これ以外の時間でも気軽に教員研究室を訪問してください。この場合、なるべくメールや電話等でアポイントメントを取っておくとよいでしょう。

(3) なんでも相談室について(総合教育講義棟)

① 相談室の概要

大学生になると、自らの関心や進路にあわせて、自らが受講したい科目を選択していかなくてはなりません。これは、与えられた授業を全員が画一的に受ける高校とは大きな違いで、新入生のみなさんにとっては大きな戸惑いを感じる場面かもしれません。そこで、毎年4月には、新入生からの履修に関する質問だけを受け付ける、履修相談を設けています。また、授業期間中は、学生による「学び方相談」も受け付けています。大学では、演習(ゼミナール)という高校時代とは異なった授業スタイルもありますので、「ゼミで報告することになったのだけれど、資料はどうやって探して、レジュメはどうしたらよいの?」とか「レポート課題が出たけれど、どんな風に書いたらよいの?」といった質問に対して、皆さんの先輩(大学院生を含む)が相談にのり、みなさんの学習・研究をサポートします。さらに、年間を通じて、みなさんの学生生活全般についての相談も受け付けています。各学類から派遣された教員とボランティアの本学大学院生が対応しています。

その他、この相談室では、学習面以外にも文字通り「なんでも」受け付けていますので、困ったことがあったら気軽に訪ねてみてください。

② 相談室の利用

- ・ 場所 総合教育講義棟学務係向かい
- ・ 時間 平日の日中(電話やメールでの事前の日程調整も可)
時間帯の詳細、担当相談員については、掲示またはなんでも相談室ホームページで確認してください。
- ・ ホームページ <https://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/kiko/kiko/Nandemo/soudan.htm>
(よくある相談内容に関する学内外の専門部局等の紹介も掲載されています)
- ・ 連絡先 076-264-5930
nandemo@adm.kanazawa-u.ac.jp

(4) 法学類学生相談室

法学類では、皆さんの学習をサポートするための学生相談室を設置し、その運営を、法学類公認サークル連絡協議会に委託しています。連絡協議会の協議により、相談室の実務は、金沢法友会が担当し、皆さんと同じ学生の立場からのサポートにあたっています。

- ・相談室の連絡先 人間社会2号館1階・法学類第3学生自習室（金沢法友会部室）
電話（076-264-5885）
- ・相談室の主なサービス
 - 新入生向けの履修相談会の開催
 - アカンサスポータル上の「法学類学生相談室」のLMSコース運営
 - 法学類の定期試験過去問・講評の集約、整理
 - ゼミ紹介文集の編集・発行

(5) 保健管理センター内学生相談室

本部棟1階の保健管理センター内学生相談室では、専門の心理カウンセラーが様々な困りごと・悩み・心の健康等についての個別相談に応じています。予約優先ですので、電話（076-264-5255）やメール（hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp）で予約を取ることをお勧めします。

詳しくは保健管理センターのホームページ（<http://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp/>）を参照してください。

(6) ハラスメント相談員

セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントを受けたときは、すぐにハラスメント相談員に申し出てください。相談員は各学類や部局から選出される教職員で、どの学類・部局の相談員に相談しても構いません。相談員の氏名・連絡先については、教務係や上記（1）～（5）の相談窓口に問い合わせるか、金沢大学のホームページで確認してください。相談を受けた相談員は、総括相談員にその内容を報告し、対処法を検討することになっています。万が一、相談員から対処法に関する返答がない場合は、総括相談員に問い合わせてください。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）とは、相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。「不快」であるか否かは、受け手の主観に委ねられているので、自分ではセクハラに該当しないと思う言動であっても、受け手が不快に感じればセクハラになります。性的な言動には、性的な発言、性的な噂を流す、返事に困るような性的冗談を言う、視線を浴びせる、身体

への不必要な接触，性的な暴行，研究室・職場に卑猥な絵や写真を貼るなど，その態様は様々です。また，性的な関心に基づく言動だけでなく，性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれます。

アカデミック・ハラスメントとは，研究教育の場における地位・立場・力関係を利用した嫌がらせのことで，例えば，言葉の暴力（「あなたはやっぱりダメだ」，「こんなこともできない」等，全てを否定する言い方），指導拒否，指導・授業の放棄，えこひいき，必要以上に厳しい課題・指導，私的な用事，お茶くみ等の雑用の強制，私生活への干渉などが含まれます。

※関連規程：国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針（資料編に掲載）